平成２６年（フ）第１５１５号
愛知県あま市七宝町鷹居１丁目107番地、住民票上の住所名古屋市中川区万場３丁目603番地
破産者　太田　康之
1　決定年月日　平成27年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４８７号
名古屋市千種区青柳町５丁目７番地の４　ランチョス大久手201号
破産者　渡辺　恵子
1　決定年月日　平成27年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５６５号
愛知県小牧市東２丁目303番地
破産者　マービックこと　牧田　修二
1　決定年月日　平成27年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２４号
兵庫県養父市三宅751番地３、前住所兵庫県養父市八鹿町高柳477番地２　メゾングレース１－Ｅ号室
破産者　秋山　一美
1　決定年月日　平成27年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２７年（フ）第１７７号
広島市東区戸坂数甲２丁目２番18号
破産者　渡邊　和彦
1　決定年月日　平成27年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７８号
広島市東区戸坂数甲２丁目２番18号
破産者　渡邊　静子
1　決定年月日　平成27年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２４２号
熊本県菊池市泗水町福本1281番地10、前住所徳島県板野郡松茂町笹木野字八山開拓205番地２　八山宿舎407号室
破産者　古市慎二郎
1　決定年月日　平成27年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２６９号
熊本市西区花園１丁目20番39号
破産者　松田　　稔
1　決定年月日　平成27年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２７０号
熊本市西区花園１丁目20番39号
破産者　松田さゆり
1　決定年月日　平成27年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１１６号
沖縄県豊見城市字豊見城521番地１　ドミール野原Ⅱ301号
破産者　上原　充次
1　決定年月日　平成27年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第４２号
札幌市東区北16条東７丁目２番25―402号
破産者　斎藤　　憲
1　決定年月日　平成27年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第４３号
札幌市東区北16条東７丁目２番25―402号
破産者　斎藤美惠子
1　決定年月日　平成27年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第６４号
北海道白老郡白老町字萩野342番地240
破産者　鎌倉　博美
1　決定年月日　平成27年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第１５６号
函館市中道２丁目８番３―501号
破産者　佐藤　　寛
1　決定年月日　平成27年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第５９号
福島市八木田字川原内98番地　リオール201号室
破産者　相田　芳恵
1　決定年月日　平成27年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第３９３号
茨城県ひたちなか市大成町18番５号
破産者　横塚　秋男
1　決定年月日　平成27年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第５３号
茨城県水戸市見川１丁目７番地の14
破産者　金澤　　誠
1　決定年月日　平成27年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２０７５号
神奈川県藤沢市善行１丁目20番地の４　グレイス湘南305、破産手続開始決定時の住所神奈川県藤沢市本藤沢５丁目７番１―1008号
破産者　佐藤　智道
1　決定年月日　平成27年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３１１号
神奈川県横浜市瀬谷区北新30番地１　パークサイドＭⅡ103号室、破産手続開始決定時の住所横浜市瀬谷区中屋敷１丁目14番地の14
破産者　高橋恵美代
1　決定年月日　平成27年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部